

役員報酬規程

(目的)

第1条 学校法人柳城学院の理事及び監事の報酬はこの規程による。

(報酬の額)

第2条 報酬の額については7月に75,000円、12月に105,000円を支払う。

ただし、報酬には源泉所得税は含まない。なお、学内理事は、支給しない。理事長については理事会に於いて、別途定める。

監事が、理事会等の定時以外の業務にあたる場合は、2時間以上の場合は1回あたり20,000円、2時間未満の場合は、その半額の10,000円を支給する。

(交通費旅費の支給)

第3条 監査業務のため、または理事会に出席するため出校する場合は、交通費実費を支給する。ただし、名古屋市内在住者を除く。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会にて行う。

附則

この規程は平成7年4月1日から施行する

この規程は平成8年4月1日一部改正

この規程は平成12年4月1日一部改正

この規程は2015（平成27）年7月1日から一部改正施行する

この規程は2020（令和2）年4月1日から一部改正施行する

この規程は2021（令和3）年4月1日から一部改正施行する

この規程は2025（令和7）年4月1日から一部改正施行する